

○札幌市道路敷地境界証明取扱要領

〔 昭和55年 2月 14日
建設局長 決 裁 〕

最近改正 令和 6年 3月 1日

(趣旨)

第1条 本要領は、札幌市公有財産規則に従い、本市が管理する道路敷地等の境界に関する証明及び確認事務について、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領で扱う用語について、次の各号のとおり定める。

- (1) 境界証明 : 道路敷地等と申請地が接する境界線について確認する事務をいう。
- (2) 申請地 : 道路敷地等との接道部分について証明を求める当該地をいう。
- (3) 審査 : 審査とは、申請内容に対して精査を行い、既存の測量成果及び過去の証明事項又は登記情報等と照合する事務をいう。
- (4) 現地立会 : 申請に際して行った測量で設置した境界点の妥当性について確認する作業をいう。
- (5) 境界杭(標) : 境界点に設置する永久標 (一般的にコンクリート製又は金属製)
- (6) 地権者 : 申請地について所有権を有する者又は管理者
- (7) 管理者 : 清算人・管財人など土地の所有権を継承する者、土地の管理を委任された者、又は管理組合等
- (8) 申請者 : 申請地の地権者、又は地権者から委任を受けて申請する者
- (9) 法定外道路 : 札幌市法定外道路条例に基づき市長が指定した道路

(測量の基準)

第3条 境界証明を申請するための測量は、「土地家屋調査士」又は「測量士」の資格を有する者が行わなければならない。

- 2 測量の方法は、国土交通省 公共測量作業規程(準則)を準用する。
- 3 既設境界標の位置誤差等については、国土調査法施行令 第15条 別表4 に定める誤差の限度を基準とする。
- 4 この測量は、世界測地系に基づく平面直角座標系(XII系)の座標値(JGD2000)によることを標準とする。
よって、既知成果が異なる測地系・座標系である場合は、適切な方法で換算処理を行うこと。

(交付の条件)

第4条 境界証明を交付する道路は、次の各号に定める条件のいずれかに該当するものでなければ

ならない。

- (1) 札幌市が敷地を所有する市道又は道道であること。
- (2) 札幌市建設局が道路予定地として所管している土地であること。
ただし、所有権が札幌市となっているものであること。
- (3) 札幌市又は国が敷地を所有し、札幌市法定外道路条例に基づいて指定する「法定外道路」であること。
- (4) 市道又は道道のうち国土交通省が敷地を所有し、未登記又は内務省所管地を含む「みなし貸付道路」であること。
ただし、北海道開発局の所管地は除く。

(申請者)

第5条 境界証明の申請者（以下「申請者」という）は、次の各号に定める地権者、又はこれらの者から委任を受けた土地家屋調査士又は測量会社とする。

- (1) 申請地の所有権を有する者（原則として土地登記簿謄本に記載されている所有者）とし、申請地が共有地又は区分所有建物等の場合は、その代表者とすることができる。
- (2) 地権者が死亡している場合は、相続権を有する者又はその代表者とする。
- (3) 地権者が法人である場合は、代表者とする。
ただし、法人が解散又は倒産した場合は、精算人又は管財人とすることができる。
- (4) 地権者が未成年者である場合は、土地所有者名とともに法定代理人（親権者又は未成年後見人等）の氏名を併記押印して申請することができる。
- (5) 地権者が成年被後見人又は被保佐人である場合は、土地所有者名とともに法定代理人（成年後見人又は保佐人）の氏名を併記押印して申請することができる。
- (6) 都市計画法に基づく開発行為等を施行する場合は、土地所有者の委任を受けた施行者とする。

(提出書類)

第6条 申請者は、道路管理者である市長に境界証明願（様式1）又は境界確認申請書（様式2-1）を2部（1部返却用）提出しなければならない。

2 前項の様式は、次に定める場合に適用する。

- (1) 境界証明願（様式1）：市道及び道道の敷地所有者が札幌市の場合
- (2) 境界確認申請書（様式2-1）：市道及び道道の敷地所有者が国土交通省の場合
(市町村に委任する境界確認事務取扱要領による)

3 前項の申請書に、次の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図（縮尺1/5000程度の現況図で申請地がわかるもの）
- (2) 申請地の「地積測量図」又は「実測図」（道路敷地との接道部分を赤線で明示）
- (3) 地権者が死亡している場合は、相続関係を確認できる書類

- (4) 申請地及び道路敷地の所有権について確認できる書類（土地の登記簿謄本又は登記事項要約書等）
- (5) 委任状
地権者が申請者へ委任した権限の範囲を記載していること。
また、地権者が複数いる場合は、全員からの委任があることを原則とし、そのうち所在不明の者又は既に死亡している者等がある場合は、協議により代表者からの委任でもよいものとする。
- (6) 道路敷地境界を決定するために使用した測量情報
- ① 申請地周辺及び道路敷地の登記情報
 - ② 14条地図、換地図など
 - ③ 過年度の測量成果等
 - ④ 法務局備え付けの土地台帳付属地図
 - ⑤ 土地連絡（査定）図
- (7) 申請に際して行った測量成果
- ① 基準点測量計算簿
 - ② 過年度成果の記録
 - ③ 境界点成果対比表
 - ④ 基準線設定図（計算書）
 - ⑤ 街区図（計算書）
 - ⑥ 地積測量図又は実測図（申請地の測量で作成したもので、接道部分の座標値がわかるもの）
 - ⑦ 境界点測設計算書
 - ⑧ 成果表
 - ⑨ 精度管理表（図）
 - ⑩ 画地調整図、その他資料図
- ※ 国有地と市有地に対する申請を同時に行う場合は、市有地に対する申請書類にのみ添付すること。
- (8) 境界承諾（確認）書（写し）
地権者が所在不明等により境界承諾書の取得が困難である場合は、協議により理由書でもよいものとする。
- (9) 支障物件図、写真（接道部分に構造物等がかかる場合）
- (10) 参考資料（道路敷地等が従前から存在する土地である場合は、土地連絡図など）
- (11) その他（本市が必要とする書類）

4 前項書類の内容で確認が困難なものがある場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 地権者が死亡し相続の登記がされていない場合において、相続権を有する者又はその代表者から申請する場合は、相続関係を確認できる書類と申請者の住民票及び印鑑登録証明

書を添付すること。

- (2) 地権者に代わり清算人又は管財人等が申請しようとする場合は、地権者との関係を確認できる書類を添付すること。
- (3) 地権者の法定代理人が申請する場合は、同法定代理人である旨を証明する書類。
- (4) 地権者の現住所が登記簿に記載されている住所と異なる場合は、現住所との関係が確認できる書類(住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本など)を添付すること。
- (5) 地権者の現住所が日本国外であるときは、当該所有者の住所がある国の日本国大使館又は領事館が発行した証明書を添付すること。

5 前項各号に定める各証明書類等については、発行後三ヵ月以内のものとする。

(申請の却下)

第7条 申請の内容が次に挙げる事項に該当し、申請書を受取することが適当でないと認められる場合は、原則として申請書を受取しないものとする。

ただし、協議の結果これらの事項が解消された場合は、受取することができる。

- (1) 申請地が所有権界及び境界確定等の係争中である場合。
- (2) 地籍調査、14条地区整備等が事業中の範囲である場合。
- (3) 法務局備付地図(公図)と現況が極端に相違している場合。
- (4) 測量や申請の内容が虚偽の情報である場合。
- (5) 申請地が一方向的に有利な位置付けとなり、隣接地に不利益が生じる場合。
- (6) その他、証明書を交付することにより問題が生じる恐れがある場合。

(申請の受理)

第8条 申請書の提出に際し申請内容について説明(口頭)を受け、申請書類及び測量方法等に問題点や不備等が認められない場合は、申請書を受取するものとする。

(申請書の審査)

第9条 申請書を受取した場合は、速やかに申請内容について審査を始めるものとするが、問題等が確認された場合は、随時申請者に対して是正の指示を行なうものとする。

2 申請書の内容についてその他の部局の判断が必要となる場合は、各担当課及び係の合議を求めることができる。

(現地立会)

第10条 申請内容について精査し、申請地の位置付けが最も合理的であると判断した場合は、申請書類に基づき、接道部分の境界線(点)について地権者又は申請者立会のうえ確認するものとする。

ただし、その他の測量で現地境界杭等の精度が確認できる場合は、現地立会を省略することができる。

- 2 現地立会を行なう日時は、本市担当職員から指示することを標準とする。
- 3 現場立会時には申請者が必ず立ち会わなければならない。
ただし、やむを得ない場合は、本市担当職員承諾のうえ第3条の規定に該当する者に委任することができる。
- 4 確認する境界点は、仮杭（木杭・金属鋏等）を設置して明示すること。
- 5 現地において測量作業が必要な場合、申請者は、本市担当者の指示に従って協力しなければならない。

(境界証明の交付)

- 第11条 境界証明は、道路区域が保全されていることを確認するため、申請地の位置付けが測量学的に調査・整理され、現地立会確認を実施して問題等がないと判断した場合において、決裁を経て交付するものとする。
- 2 境界証明は、申請者に対して交付する。
ただし、申請者が直接受理できない場合は、申請者の代理人に交付することができる。
 - 3 境界証明交付後、申請書類の内容及び現地の状況について、虚偽の情報が判明した場合は、境界証明を無効とすることができる。

(証明事項)

- 第12条 境界証明は、申請地が道路区域と接する位置について、正確な測量に基づいてする申請に対して証明するものである。
- よって、申請地の面積・接道距離・隣地との境界点（民々間）の位置については、本市が関与できないため、証明事項より除くものとする。

(境界証明が不成立の場合の措置)

- 第13条 申請内容や測量の方法等について是正の指導を行ったにも関わらず、改善が見られず事務継続が困難と判断した場合、又は書類等の不備により再提出を求めたにも関わらず6ヵ月以内に提出されない場合は不成立とし、申請者へ事前通知のうえ提出書類を返却するものとする。

(境界杭の設置)

- 第14条 申請者は、交付された境界証明の内容に基づいて、接道部分の境界線（点）上に境界杭を設置することができる。
- ただし、申請時において本市担当者の了解を得た場合は、現地立会までに設置することができる。
- 2 境界杭を設置するために道路等を掘削する場合は、申請者の責任において復旧することとする。

(手数料の納付)

第 15 条 境界証明の交付を受けた者は、札幌市証明等手数料条例（以下、手数料条例という）に定める手数料を納付しなければならない。

2 境界証明の交付に係る手数料は、手数料条例（別表）3 に定める手数料の額とする。

ただし、次の事項については、手数料を無料とする。

(1) 本市及び他の行政機関が公用で申請する場合。

(2) みなし貸付道路に関して申請する場合。

3 前記手数料について、所定の期日までに納付されない場合は、札幌市使用料等の督促等に関する条例に従って、申請者に対し督促するものとする。

また、延滞金の徴収等についても同様とする。

4 手数料及び延滞金等については、札幌市会計規則に従って取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【様式 1】一般用

境界証明願

札幌市長 ○○○○ 様

土地の表示 札幌市 区 番地

土地所有者 現住所

氏名

上記の土地について、 を行うため、隣接する道路敷地
(※ 路線番号・路線名・住所番を記入する。)
との境界は、添付資料のとおりであることを証明願います。

記

年 月 日

申請者(受任者) 住所

氏名 ㊟(担当者:)

電話 ()

札幌管測 証明 第 号

上記申請地は、札幌市が管理する道路敷地等と接することを証明します。

ただし、申請地の接道距離・面積、及び隣地との境界点(民々間)の位置は、証明事項より除きます。

年 (年) 月 日

札幌市長 ○○○○ ㊟

札幌市建設局土木部管理測量課 ☎ 011 (211) 2562

【様式 2-1】 国有地用

境界確認申請書

国土交通省所管国有財産事務受任者

札幌市長 ○○○○ 様

土地の表示

所 有 者 住 所

氏 名

上記土地について、.....の必要があるので、隣接する（道路敷地）との境界は別添図面のとおり相違ないことを確認願います。

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名 印

(添付書類)

【様式 2-2】 国有地用

札幌市建設部 第 号
年(年) 月 日

.....様

国土交通省所管国有財産事務受任者

札幌市長 ○○○○ 印

道路敷地と隣接する土地との境界確認について (通知)

年 月 日付で申請のありました(道路敷地)と次の土地との境界については、別添図書のとおり確認したので通知します。

記

土地の表示

【様式 3】道への回答

札幌管測 第 号
年(年) 月 日

北海道知事 △△△△ 様

札幌市長 ○○○○

土地境界証明に関する調査について（回答）

年 月 日付、道路第 号により照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり調査しましたので、回答いたします。

記

1. 調査対象地 札幌市 区 番地

2. 隣接道路の沿革（旧道路法以降）

【路線名：一般道道 線】

(1) 認定年月日 昭和 年 月 日

(2) 区域決定年月日 昭和 年 月 日

(3) 供用開始年月日 昭和 年 月 日

3. 調査対象地との整合性

申請書添付資料の内容について、本市道路台帳図及び道路台帳備付図等を参考に調査したところ、道有地と調査対象地との境界については、整合しております。

4. 参考資料

(1) 本市道路台帳

(2) 本市道路台帳備付図

5. 担 当 札幌市建設局土木部管理測量課

業務係

☎ 011 (211) 2562